ふなばしの大切な農地を守ろう!!

防災協力農地~登録制度のあらまし~

農地を生産面だけでなく防災面でも活用することで、農地が重要な土地であることを市民に理解してもらうことにより農地の保全を図りつつ、災害が発生した場合において市民の安全の確保・復旧活動を円滑に進めるため農地を利用させていただきたく、『防災協力農地』の登録にご協力をお願いいたします。

防災農地の役割とは

災害発生後…

- ①避難用地
 - ⇒市民が一時的に避難するための避難空間として使用します。

← こんなときに使用します・~

- ②応急対策用地
 - ⇒救急・救命活動、消火活動および道路啓開等で使用します。
- ③復旧対策用地
 - ⇒復旧資機材を保管するための用地等として使用します。
- 4) 仮設住宅建設用地
 - ⇒仮設住宅を建設するための用地として使用します。
- ※いずれも使用した場合には、使用期間に基づき農業補償をいたします。

登録の対象となる農地

- ①原則として市街化区域内農地であること
- ②面積が300㎡以上であること
- ③原則として平坦な畑であること
- 4建物が建っていないこと
- ※上記に該当しない農地でも、周辺の状況により登録できる場合 もありますのでご相談ください。



【問合わせ・登録申し込みは…】 〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号 船橋市 市長公室 危機管理課 公 047-436-2039